

呉市教育委員会会議録
(平成28年4月22日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成28年4月22日定例会

- 1 開催日時 平成28年4月22日(金) 16:00開会
16:30閉会
- 2 開催場所 呉市役所8階(851会議室)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 水野良行
委員 船尾慎
委員 香川治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸
教育部参事 上田勝治
教育副部長 細川司
教育部参事補 上垣内信治
教育総務課長 清水和彦
学校施設課長 沖本正樹
学校教育課長 多幾山晃年
学校安全課長 小川聡
呉高等学校事務長 荒木重雄
文化振興課長 神垣進
教育総務課課長補佐 迫原重臣
- 5 傍聴者 1名

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第19号 呉市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 教議第20号 「教育委員会事務点検・評価（平成27年度事務事業対象）」の実施について
- (5) 報告第12号 平成29年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- (6) 報告第13号 平成29年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について
- (7) 報告第14号 呉市重要文化財の指定名称の変更について
- (8) 報告第15号 寄附受納について

(16:00)

教 育 長 これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ござ
いませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、水野委員・船尾委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を事務局の方からお願いします。

追原課長補佐 (平成28年3月22日定例会について報告)

教議第19号 呉市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第19号「呉市教育委員会傍聴規則の一部を改正す
る規則の制定について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

清 水 課 長 教議第19号「呉市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定につい
て」説明させていただきますので、資料の1ページを御覧ください。

本件は、教育委員会会議を傍聴しやすくするため、傍聴規則を改正すること
により、傍聴に関する手続き等を明確にするものでございます。

内容につきまして、議案資料で御説明いたしますので、資料2ページをお願
いします。

2の主な改正の内容を御覧ください。

(1)ですが、これまでは、会議開催時刻前に手続きをしなかった場合、傍聴
席に空きがあっても会議開始後の傍聴はお断りをいたしていました。しかしな
がら、会議途中での入室を認めないのは消極的な公開であり、傍聴者への配慮
をすべきではないかとの指摘がございまして、この度傍聴人の定員を部屋の関
係から5人と定め、定員に達するまでは、会議開始後も入室を認めるように改
正するものでございます。

なお、議題によりあらかじめ多数の傍聴者が予想される場合には、この場所
ではなく、大きな会議室に場所を移して開催するなど、適切な措置を講じてま
いりたいと考えております。

また、現在は傍聴申込書に氏名、住所を記入した後に入室してもらっており、
傍聴券というものを交付していませんでしたが、傍聴手続きを終了しているこ
とが明確に分かるよう傍聴中は傍聴券を着用してもらうことに変更したいと考
えております。

(2)ですが、傍聴受付時間を会議開始15分前からと明確に規定し、これま
でどおり先着順で傍聴の許可をいたします。

(3)ですが、会議途中の入退室を認めることから、傍聴人の遵守事項に、
「会議中みだりに傍聴席を離れてはならない」との規定を追加します。

4の新旧対照表は、以上の改正内容及び字句の整理を行い、改正案としてお

示しておりますので御覧いただければと思います。説明は以上です。

教 育 長 はい。ただ今、事務局から日程第3の教議第19号「呉市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」説明がありましたが、これについて、何か御質疑、御意見はありませんか。

船 尾 委 員 先ほど、説明の中で、会議中の入退室を認めるという部分と、会議中みだりに傍聴席を離れてはならないという規定のところ、矛盾するというか、すみわけが分かりにくいように思うのですが、入退室をしてもよいが、みだりにという、その判断というのは、どの辺の基準でしょうか。

清 水 課 長 議題がたくさんに及ぶ場合、最初から最後まで、傍聴しなければならないのかという指摘がありましたので、途中での入退室は席があれば認めますが、その議題の審議中に、みだりに歩かれては、審議に影響しますので、文章には書きにくいのですが、運用といたしましては、議題の終わった時点での入退室ということで、いつでも入っていつでも自由に何回も出たり入ったりするというのではなくて、一定の区切りのところで、入退室を事務局の方で整理したいというふうに考えております。

教 育 長 よろしいでしょうか。

ほかに御発言はありませんか。

水 野 委 員 今、定員を5名、部屋の関係でと言われたのですが、多い時にはその時に対応するということですが、その多いときには、すぐに会議室を変えるとか、そういう対応をされるのでしょうか。

清 水 課 長 今までの経過を見ておまして、本部屋で5人を超えるということは、滅多に例としてはございませんので、部屋の関係から定員は一応5名と定めさせていただきたいと思います。直近の例で言いますと、教科書採択の場合には多くの傍聴が事前に予想されます。それを5名で足切りというわけにはいかないと思いますので、そういった場合には前回のよう大きい部屋を取って、ある程度の傍聴者が入れるようにということをしていきたいと考えております。5名というのは通常の議題の場合で、ある程度予想される場合は、事前に別の部屋を取って10名なり、20名なり、そのときの対応をさせていただきたいと考えております。

教 育 長 よろしいでしょうか。

ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 それでは、ほかに御発言なしということで、本件については原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 それでは、本件については、原案どおり決めます。

教議第20号 教育委員会事務点検・評価（平成27年度事務事業対象）

教 育 長 次に、日程第4の教議第20号「教育委員会事務点検・評価（平成27年度事務事業対象）」の実施について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

清 水 課 長 それでは、教議第20号「教育委員会事務点検・評価（平成27年度事務事

業対象)」の実施について」説明させていただきますので、資料の5ページを御覧ください。

本評価は、平成20年度から実施をいたしまして、今回で9回目となります。

今年度も資料にあります実施方針に沿って進めてまいりたいと考えております。

教育委員会事務点検・評価の対象事業は「教育委員会の権限に属する事務」となっておりまして、昨年からは、機構改革に伴い市長部局に事務移管されました文化及びスポーツに関する事務は本事業の対象から外しております。

ただし、教育委員会の補助執行に係る事務であります、「文化財及び社会教育に関する事務（図書館・美術館を含む）」は従来どおり対象となります。

点検評価の対象につきましては、各課が重点課題を抽出し、それぞれの対象課題ごとにシートに沿って評価・分析を行ってまいるのでございます。資料の7ページを御覧ください。評価シートですが、昨年の決算特別委員会におきまして、予算決算などの数値を記載するようにとの意見がございましたので、記載できる事業については、事業費を記載するように変更しております。

点検方法等につきましては、昨年度から変更は加えておりませんので、詳細な説明は省略させていただきます。

報告書にまとめていく過程におきましては、学識経験者や教育委員の皆様の意見をいただきながら、最終的な評価と今後の取組、方向性を集約していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

資料6ページの4実施スケジュール（案）を御覧ください。

6月下旬に学識経験者からの意見聴取、7月下旬の臨時教育委員会会議で教育委員の皆さんとの意見交換を行い、8月の定例教育委員会会議で最終的な承認をいただき、9月議会の初日に議会に提出していく予定といたしております。

資料9ページを御覧ください。今回の点検・評価における各課の対象課題の一覧を添付させていただいております。対象課題につきましては、全部で16テーマとなっております。

なお、今回新たに対象課題といたしました上から2番目の「遠距離等通学児童生徒に対する支援」につきましては、表の右端に「新」と記載しております。以上で説明を終わります。

教 育 長 はい。ただ今、日程第4の教議第20号「教育委員会事務点検・評価（平成27年度事務事業対象）」の実施について」説明がありましたが、これについて、何か御質疑、御意見はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第12号 平成29年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）

教 育 長 次に、日程第5の報告第12号「平成29年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

多幾山課長 それでは、報告第12号「平成29年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」説明いたします。

説明の本題に入ります前に、事務局といたしまして、昨年度の中学校教科書採択における資料に誤記等があった件、このことを深い教訓といたしまして、本年度、これから手続に入ります呉高等学校教科書の採択において、同じような誤りが生起しないようチェック体制を整備し、ミスがないよう細心の注意を払って採択手続を行ってまいり所存でございます。

それでは、説明に入ります。

11ページを御覧ください。

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行される「高等学校用教科書目録」に登載されている教科書から採択しなければならないため、毎年度、実施することとなっております。

1 採択の方針を御覧ください。採択は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択基本方針」により行います。

2 採択の手順及び手続を御覧ください。手順及び手続は、「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」及び「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」によることとしています。

なお、12ページから16ページに「採択に関する規程」、「採択基本方針」、「採択の手順」、「採択手続要領」をお示ししています。

11ページにお戻りください。

3 日程を御覧ください。今後、5月中に、第1回選定委員会を行い、基本方針・日程等の確認を行います。その後、数回の選定委員会と調査・研究委員会を行う予定でございます。

そして、7月中に、選定委員会委員長から教育長に選定結果について、審議の結果及び理由を付して報告いたします。その後の定例教育委員会会議で採択をお願いするという流れになっております。

最後に、4にありますように、選定に関する注意事項について、3点を示しております。

以上で、呉市立呉高等学校教科用図書採択手続についての説明を終わります。

教 育 長 ただ今、日程第5の報告第12号「平成29年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」説明がありましたが、これについて、御質疑、御意見はありませんか。

船 尾 委 員 質問ではないのですが、選定に関する注意事項の3で「保護者の経済的負担について配慮する」とあるのですが、私も子供が高校に通っておりまして、毎年教科書が2万円以上の出費になります。義務教育は有り難いなど痛感しているところなのですが、その時に兄弟が、例えば、同じ学校にいて、教科用図書や教材など、同じ物が使える場合は、こういった経済的負担に配慮してもらって、使える物は使うというような、学校の方針や先生に共通した認識というのであれば、保護者として有り難いと思います。その辺がばらばらですと、やはり、先生によっては、少しでも改訂されている可能性があるから買ってもらえ、と

ということもありますので、そこら辺先生の中に認識があるのか、保護者としては気になるのですがどうでしょうか。

多幾山 課長 おっしゃるように、経済的な負担の考慮といたしますのは、教科書によって高額な物があったり、いろいろな金額の違いを踏まえた上で選定していくという意図ではあります。これは毎年度発行されているということがあって、内容はいくらかの点を変えている箇所がありますので、その点からそのまますぐには使えるということとはなかなかなく、そうしなさいとは言えないので、基本的には必要な物は購入していただくと考えておりますが、金額については妥当な物であるかという観点を持って選定しております。

船尾 委員 わかりました。

教 育 長 そのほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 それでは、学校教育課長からもありましたように、教科書採択の手続等につきまして、しっかりと漏れの無いように、事務局のほうでも、私の方でもやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第13号 平成29年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続きについて

教 育 長 次に、日程第6の報告第13号「平成29年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手續について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

小 川 課 長 報告第13号「平成29年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手續」について、御説明いたします。

資料の17ページを御覧ください。

小・中学校特別支援学級用の教科用図書につきましては、「文部科学大臣の検定を経た教科書」、「文部科学大臣が著作の名義を有する教科書」、そして毎年度採択される「学校教育法附則第9条の規定による教科書」の3つの中から採択することとなっているため、採択は毎年度実施することとなっております。

まず、1の「採択の方針」についてでございますが、これは、資料19ページを御覧ください。

この「呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択基本方針」によることとしており、特別支援学級で使用する教科用図書の選定につきましては、他の小・中学校の教科用図書の選定方法と違って、3の「採択基準」の(1)に示しておりますように、各学校が「教科書選定会議」を設置して、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を選定することとしております。

資料17ページに戻っていただいて、2の「採択の手順」につきましては、18ページにその概要を図示しております。

先ほど、1の「採択の方針」でも触れましたが、各小・中学校が「教科書選

定会議」で教科用図書を選定し、選定理由書を教育委員会へ提出いたします。

その後、提出された選定理由書を教育委員会事務局で検討し、もしも、選定理由が不十分な場合は、再度、選定を依頼いたします。

次に、資料17ページの3の「日程」を御覧ください。

本日、採択の手続について報告が終わりましたら、特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知いたします。

その後、選定作業を進めてまいりまして、7月の定例教育委員会議において、採択の決定を願うという流れになっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 それではこの件について、御質問がありましたら、お願いいたします。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第14号 呉市重要文化財の指定名称の変更について

教 育 長 次に、日程第7の報告第14号「呉市重要文化財の指定名称の変更について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

神 垣 課 長 それでは、報告第14号「呉市重要文化財の指定名称の変更について」御説明いたします。

21ページを御覧ください。

呉市重要文化財「薬師如来坐像」は、蒲刈町が昭和57年7月に重要文化財に指定し、市町村合併により、本市の重要文化財として引き継いでおります。

本件の仏像は蒲刈町宮盛地区の薬師堂に祀られておりますが、宮盛地区住民は、「釈迦如来」として信仰しており、文化財指定の名称が「薬師如来」であることの疑義がありました。

薬師如来として指定した当時の記録を確認したところ、指定理由の中に「仏像の左手に薬壺を持った跡がある。」と書かれておりました。

本件について、広島県教育委員会文化財課に相談し、仏教美術が専門である広島県文化財保護審議会委員の濱田宣徳島文理大学教授の紹介を受け、同教授に仏像の調査を依頼しました。

本年3月に現地調査並びに地元自治会長からの聞き取りを行い、その調査結果として、文化財指定時の指定理由にありました薬壺を持った跡は確認できませんでした。

次に、新たに両腕と体部は同じ素材であることも確認でき、後から手を作り替えたものではないことも判明しました。

このような調査結果から、この仏像は、当初の薬壺を持っていなかったといえるため、名称は釈迦如来坐像が適当であり、また地域での伝承名称も釈迦如来であるため、名称を変更することが望ましいとの濱田教授からの所見を基に、3月29日の呉市文化財保護委員会へ指定名称を変更する諮問を行い、文化財保護委員会から名称変更が適当であるとの答申を受けましたので、この度、指定

名称を「木造釈迦如来坐像」に変更するものです。

以上で、「呉市重要文化財の指定名称の変更について」の御説明を終わります。

教 育 長 ただ今、日程第7の報告第14号「呉市重要文化財の指定名称の変更について」説明がありましたが、これについて、御質問等がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 それでは、御発言なしということで、本件についてはこの程度とします。

報告第15号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第8の報告第15号「寄附受納について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

神 垣 課 長 それでは、報告第15号「寄附受納について」御説明いたします。
23ページを御覧下さい

美術品の愛好家で、数多くの美術品を収集しておられた故斉藤氏の相続人である斉藤郁子様、奥様でありますけれども、呉市広大新開在住から、故人が以前から、自分のコレクションを呉市立美術館で活用してもらいたいとの遺志を受けまして、呉市立美術館に美術作品の寄附申出がありました。

呉市美術品等収集委員会で美術品の適否を審議した結果、全会一致で適正と認められましたので、54点の作品を寄附受納いたしました。

寄附を受けた作品につきましては、一覧を画像も併せて御覧ください。作家の略歴を添付しておりますので、参考にさせていただければと思います。

以上で説明を終わります。

教 育 長 ただ今、日程第8の報告第15号「寄附受納について」説明がありましたが、この件について御質問等がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 いろいろと寄附をいただいておりますが、実際に展示をされることはあるのでしょうか。

神 垣 課 長 基本的には、特別展等いろいろすることもありますので、展示することがあるということ踏まえて、寄附を受けるということにしております。

教 育 長 そのほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、全ての議題を終了しましたので、これをもちまして、定例会を閉会いたします。

(16:30)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 中 村 弘 市)

(委 員 水 野 良 行)

(委 員 船 尾 慎)

(平成28年4月22日定例会)